

一般廃棄物処理基本計画（第6次）改定原案 パブリックコメント結果について

1 意見募集期間

令和8年3月19日(木曜日)から令和8年4月19日(日曜日)まで

2 意見提出方法別の人数

総 数		87人
内 訳	入力フォーム	80人
	直接持参	1人
	F A X	5人
	郵 送	1人

3 意見別内訳

項目		件数
第1章	一般廃棄物処理基本計画の改定について	4件
第2章	23区の概況とごみ処理の現状	0件
第3章	前計画の取組状況と課題	2件
第4章	本計画の施策及び取組	8件
第5章	ごみ量推計	6件
第6章	施設整備計画	30件
第7章	最終処分場の延命化	6件
第8章	生活排水処理基本計画	0件
資料編Ⅵ	ごみ減量の可能性	3件
コラム		1件
その他	(ごみ減量3施策)	4件
その他	(家庭ごみ有料化)	79件
その他	(その他)	18件
意見数合計		161件

パブリックコメントによる意見募集結果について

- 1 募集期間 令和8年3月19日（木）から4月19日（日）まで
- 2 意見の総数 87人・161件
- 3 意見概要・清掃一組の考え

【注】 長文にわたるものや重複、具体的な名称等は趣旨を損なわない範囲で一部省略、追記、要約または分割している場合がある。

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
1	第1章	計画全体について	ごみ量推計や施設整備計画について、見直し時期や判断基準、複数シナリオでの検討、国の上限値との関係などを整理し、また、東京都の廃棄物処理施設整備計画における広域化・集約化と災害時等のリスク分散のバランス等についても検討の視点としながら計画全体について、実効性と透明性を高めてほしい。	ごみ量推計と施設整備計画を含む一廃計画は国の「ごみ処理基本計画策定指針」に沿って、見直し時期は、概ね5年ごとに改定します。そのほかの判断基準として、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に、適宜見直し改定を行います。 本計画のごみ量推計では、過去の特別区長会で確認した「長期的なごみ量推計の手法」に則り、削減効果の大きいと思われる施策ほど不確実性が残ることから、推計には見込まないこととしています。そのため、直近の実績に基づくベースシナリオとしての推計を行います。なお、23区では今後一斉開始を想定する3つの施策の減量効果を含む推計を行い、比較・検証しています。 また、23区内の焼却能力のアンバランス是正や収集運搬の効率性、コスト削減を考慮した上で、ごみ量推計に基づくごみ量に対して過大・過小とならない施設整備計画としています。 なお、施設の集約化については、東京都の広域化・集約化計画の見直し等を通して、東京都や23区と連携していきます。

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
2	第1章	国目標（焼却量上限値）への対応について	国が示す「1人1日当たりごみ平均排出量」の考え方に基づいた令和12年度上限値（23区で約588g/人日＜推定＞）については、新たに着工する施設整備に対する交付金等の交付に関連する重要な指標であると考え、その目標値達成を清掃一組として、どのように捉えているのかを確認したい。家庭ごみ有料化を実施しなくても、現行のごみ減量施策のみで当該上限値の達成が可能と考えるか。	今後も各区におけるごみ減量施策により、1人1日当たりのごみ平均排出量は減少していくものと考えていますが、これには事業系ごみが含まれることについて、十分に考慮する必要があります。 各区において順次拡大しているプラスチックの再資源化等の推進、さらに、今後、23区一斉開始が想定される新たなごみ減量施策の動向を注視していきます。 なお、23区部においては、昼夜間人口の差が大きいことやインバウンド等の影響等により事業系ごみが多いことなどの特殊性があるため、環境省に対し、交付要件の考え方及び対応等について確認を進めているところです。協議内容を踏まえた対応については、今後の計画改定にてお示しします。
3	第1章	プラスチック焼却削減目標への対応について	東京都の計画では、プラスチック焼却量を2017年度比40%削減（令和12年度目標で約20万トン削減）としているが、実現可能性に疑問がある。23区の「中間処理」を担う清掃一組として、プラスチック焼却削減施策を考えているか。	現在、各区においてプラスチック再資源化等の施策が順次拡大しています。清掃一組では、その動向を注視し、ごみ性状の変化等を確認しながら、引き続き中間処理を担う立場として23区と連携していきます。

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
4	第1章	計画・施設整備について	施設整備にあたっては、まず徹底したごみ減量施策を実施し、清掃工場への搬入量を減らすことで施設規模の縮小や将来的な整備費・運営費の削減につなげるべきである。また、循環型社会形成推進交付金の活用など主要財源の確保が重要である。さらに、環境省通知に基づく排出量基準や家庭ごみ有料化の影響を踏まえ、ごみ量推計に基づく施設整備による財政負担や交付金が満額交付されないリスクについても明示すべきである。	施設整備にあたっては、改定原案第6章に記載のとおり、コストの縮減等様々な課題について考慮しながら、ごみ量推計に対して過大・過小とならない焼却能力の確保を図りつつ計画策定しています。 ごみ減量施策については、中間処理を担う立場として23区及び東京都と連携していきます。 また、交付金に関する環境省通知への対応については、No.2の回答のとおりです。
5	第3章	不適正搬入防止対策について	不適正搬入率が長年横ばいである現状を踏まえ、排出者への啓発に加え、戸別収集や家庭ごみ有料化の導入も有効な対策と考える。適正排出の観点から、23区と連携し収集方法のあり方等を検討すべき。	清掃一組では、施設の安全かつ安定的な運営のため、不適正搬入防止に向けた搬入物検査や、23区と連携した排出者への啓発活動に取り組んでいます。収集のあり方については、収集（分別）等の事務を担う23区の動向を注視し、引き続き連携していきます。
6	第3章	計画の課題について	ごみ減量による清掃工場の削減という課題への言及が不足しているため、具体的に言及し考えを示すべき。また、焼却灰のセメント工場受入について、処理費用の負担が生じているが、これらを見直すことでコスト削減につながる可能性があるのではないか。	清掃工場の施設整備計画は、23区部で発生するごみを将来にわたって安定的に全量処理できる体制を確保できるものとしなければなりません。今後、ごみの減量施策や資源化等による実績ごみ量を確認し、将来のごみ量推計に対して、施設整備計画を策定していきます。 焼却灰の資源化は、限りある最終処分場への最終処分量の削減に大きな役割を担っていますが、国内のセメント需要の低下、燃料費高騰に伴う資源化コスト上昇等をはじめとした動向を踏まえ、適宜必要な見直しを行っていきます。

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
7	第4章	収集に配慮した受入体制の確保について	「収集運搬の効率等に配慮した搬入先の調整」が、実質的に区の収集運搬のみを主対象としており、持込ごみの収集運搬を担う許可業者への配慮が不足している。清掃工場処理量において持込ごみも一定割合を占めている以上、その効率が軽視されるのは不公正である。	各清掃工場の規模や点検・計画外停止など23区全体の施設稼働状況を踏まえ、区収集及び持込ごみについて適正な搬入調整に努めています。また、持込事業者に対しては、一部の清掃工場において、早朝時間帯の搬入や年末の受入れ、日曜搬入、夜間時間帯の受入れなどを実施し、効率や利便性について配慮しています。
8	第4章	不適正搬入防止対策について	不適正搬入者に対する「悪質」「著しく悪質」といった表現の判断基準が不明確であり、搬入物検査の恣意的運用や担当者ごとの判断のばらつき、不公正な対応につながる危険性がある。また、『一般廃棄物処理業の手引き』の「絶対に持ち込まないよう注意～」との記載が、現場での柔軟な対応を損ない、過度に教条的な検査を招くおそれがある。加えて、不適正搬入の真因は排出事業者側にあるにもかかわらず、原案では「搬入者」への指導に矮小化されており、清掃一組と23区は事業者に対する啓発活動を計画上明示すべきである。	清掃一組では、不適正搬入への対応にあたっては、混入物の状況や過去の指導履歴などをあわせて確認し、受入基準等に基づく適正な判断を行っています。不適正搬入防止対策についても、清掃工場の稼働に支障を来さないよう排出者である区民や事業者向けに適正な排出を促すための啓発活動に取り組む必要性について明記しており、引き続き中間処理を担う立場として23区及び東京都と連携していきます。
9	第4章	ごみ処理技術の導入・検討について	これまで計画に記載されているバイオガス化等の処理技術について、具体的な進展が見られない。直接焼却率が高い現状を踏まえ、焼却に依存しない処理技術の導入を含め、より実効的な検討を行う必要がある。	バイオガス化の処理技術については、23区の清掃工場が住宅等に隣接しているといった周辺環境や、敷地に限りがある等の課題があるため、慎重な検討が必要です。 なお、新たな処理技術については、今後も動向を注視し、調査研究を続けていきます。

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
10	第4章	地球温暖化対策の推進について	温暖化対策の観点からも、区収集だけでなく持込ごみの収集運搬過程での CO2 排出を含めて考慮すべきである。その上で、搬入先調整の最適化と CO2 最小化を両立する総合的なシステムの開発・導入を検討してみてはどうか。	清掃一組では、清掃工場での適正かつ計画的な焼却処理のために、「搬入計画」（持込可燃ごみ清掃工場搬入計画）として、継続持込みを承認された事業者（許可業者・自己持込業者）の搬入先（清掃工場）及び1日あたりの搬入量を事前に定めています。この搬入計画の策定にあたっては、年に1回、事業者の搬入実績を参考に、施設の受入量や周辺住民との協定（搬入台数、排出地域、事業系ごみの持込量の制限など）に基づき、事業者の要望等も精査しながら決定しています。ただ、ご指摘のように、CO2 排出抑制の考え方は重要な視点ですので、貴重なご意見として参考にさせていただきます。
11	第4章	計画の取組について	焼却処理に依存する現行の施設整備の考え方を見直し、焼却が不可欠なごみの範囲を明確化した上で、それ以外は資源化へ転換すべき。分別の強化や資源物の搬入禁止の段階的拡大など具体的施策を提示してほしい。また、焼却によるエネルギー利用の限界やCO2 排出の観点から、最終処分場延命化に向け、焼却量を減らしていくためのインセンティブが働く施策の検討が必要である。	清掃一組では資源化できないごみを中間処理して、埋立処分しています。 最終処分場の延命化のためには、ごみ減量や資源化を進めることが最も効果的であり、収集（分別）等の事務を担う23区と連携していきます。
12	第4章	焼却灰資源化と焼却量削減の考え方について	焼却灰の資源化による処分場延命も必要としつつも、そもそもの焼却量を削減することが最も重要である。	

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
13	第4章	資源回収について	鉄やアルミニウムに限らず、可能な限り幅広い資源物の回収を進めるべきとし、ごみ処理過程における資源回収を徹底してほしい。	現在、新たに整備している中防不燃・粗大ごみ処理施設では、ごみ処理過程での選別精度を向上させ、可能な限りの資源回収に努めます。 また、鉄・アルミニウム以外の金属類など資源の回収については、引き続き調査研究を進めていきます。
14	第4章	災害対策の評価について	災害時の体制確保や施設の強靱化、地域防災への貢献といった施策についてはとても良い施策と思う。地震や風水害等の大規模災害に備え、これらの取組を積極的に推進するよう期待している。	本計画の着実な実施に取り組んでいきます。
15	第5章	家庭ごみ排出抑制量の減少要因について	23区人口は令和17年度まで増加するとされている一方で、家庭ごみ排出抑制量が令和15年度から令和17年度にかけて令和14年度より約1万トン減少している点について、どのような要因を想定しているのか。	改定原案P55に記載のとおり、R15～R17年度にかけては資源も含めたごみ発生量が減少する推計となっています。それに伴い、排出抑制量も減少する推計となっており、特別な要因を見込んでいるわけではありません。なお、ごみ発生量に占める排出抑制量の割合もR14年度とR15年度以降でどちらも変化はありません。 ご意見を踏まえて、「資料編Ⅱごみ量推計（4）資源発生原単位」に、各区のプラスチック分別収集の拡大とごみ発生原単位の予測値が影響し減少傾向を見込んでいる旨の説明（補足）を追記しました。

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
16	第5章	事業系ごみ対策について	事業系ごみ削減を不確定要素のままにせず、数値目標を設定し、削減施策を計画に明確に反映すべきである。	ごみ減量施策による削減目標の設定については、施策の確実な実施が求められ、削減効果の大きいと思われる施策ほど不確実性が残ることについて、十分に考慮する必要があります。 これは、ごみ減量が目標ほど進捗しなかった場合に、23区においては周辺自治体や民間処理施設の受入可能量を考慮すると、全量焼却が極めて困難な状況になることも想定しておく必要があるためです。 なお、この不確実性については、平成17年2月の特別区長会において、「排出抑制量（目標）を大きく設定すると、目標の達成状況により清掃工場の焼却能力が不足する恐れがある」ことを課題としており、清掃一組の一廃計画では、23区及び清掃一組が共通の推計方法と算出方法を用いてごみ量（推計値）を記載することとしています。

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
17	第5章	ごみ量推計について	ごみ量推計に人口増加だけでなくごみ減量の取組成果も反映すべき。 大田清掃工場では紙ごみが4割近くを占めており、紙類の資源化を進めれば清掃工場を1つ減らせる可能性もあり、東京都、23区、清掃一組が一体となって、ごみ減量施策を早急かつ確実に進めてほしい。	本計画のごみ量推計では、23区におけるプラスチック資源化など現時点で減量効果が確認できているものについては、その減量分を見込んでいます。 また、今後、23区一斉開始が想定されるごみ減量施策のうち、事業系ごみの減量とリサイクルの推進が期待される「資源化可能な事業系古紙の工場搬入規制」「廃棄物処理手数料の増額」の2施策については、23区において早期の実施に向け、ロードマップを策定して具体的な検討を進めることとされています。引き続き、各主体が一体となって取組を進めるため、23区及び東京都と連携していきます。
18	第5章	ごみ量推計について	ごみ量推計において、資源化可能な事業系古紙の搬入規制を行った場合の推計や、他の資源物も含めた場合のシミュレーションが示されていない。これらを明示することで、可燃ごみ減量に向けた具体的な方向性を示すべきであり、現行計画からは減量施策への意欲的な姿勢が読み取れない。	ごみ減量とごみ量推計の考え方については、No. 16の回答のとおりです。 なお今後、各区のごみ減量施策等がより一層進んだ場合には、施設整備計画にあたり、実績ごみ量を確認し、将来のごみ量推計に対して、過大・過小としない焼却能力の確保を図りつつ計画策定していきます。
19	第5章	ごみ量推計について	計画の前提となるごみ量推計が過大であり、各区のごみ削減取組も十分でない。こうした前提に基づく計画は、気候危機対策として不十分であり、将来世代への責任を果たしていない。	

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
20	第5章	ごみ量推計について	人口増加にもかかわらず、ごみ排出量が減少している実績（過去10年間で区部84万人増に対し▲28万トン減）を踏まえ、今後も減量傾向が継続すると見込まれることから、ごみ量推計には更なるごみ減量施策の提言等も踏まえつつ、発生量の減少傾向を適切に反映すべきである。 また、環境省の指針に示されている排出抑制や資源化等によるごみ減量効果、自家処理量などの要素についても考慮する必要がある。計画改定後も特別区と連携し、ごみ量推計を不断に見直していくことが必要である。	
21	第6章	ごみ量推計を用いた施設整備計画について	従来と同様の考え方によるごみ量推計を前提とした施設整備計画は妥当性を欠く。2050年カーボンニュートラルに向けた具体的な道筋を計画に明記すべき。また、気候変動の進行による影響を踏まえ、焼却処理の拡大については、都民の健康や環境に与える影響に十分配慮しなければならない。	
22	第6章	災害対応力低下への懸念と基礎施策の優先	家庭ごみ有料化を前提とした施設規模の縮小は、災害時の処理能力低下につながる懸念があり、分別徹底や資源回収の利便性向上など、行政による基礎的取組の強化を先行させるべきである。	施設整備にあたっては、実績ごみ量を確認し、将来のごみ量推計に対して、災害等発生時の体制確保も考慮しながら、過大・過小とならない焼却能力の確保を図りつつ計画策定しています。 また、基礎的取組の強化にあたっては、収集（分別）等の事務を担う23区と連携していきます。

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
23	第6章	焼却能力低下の考え方の変更に対する疑問	従来は設備改善により定格焼却能力を維持する前提であったのに対し、今回計画では稼働年数に応じた焼却能力低下（10年93%、20年88%、30年85%）を見込むとしている点について、これまで実施してきた定期点検・基幹整備・延命化工事によっても能力改善ができないのか疑問である。	これまでも、一部の工場でごみ発熱量上昇に伴う焼却量調整や設備の経年劣化の影響による能力低下は実績として見受けられていましたが、改善の取組を行っていることから現行計画までは定格焼却能力で計画してきたところです。しかしながら、清掃工場の稼働年数は年々増加傾向にあり、令和9年度以降、稼働年数が25年以上の工場が半数を占める状況が続きます。今後もこの傾向が続くことから、将来のごみ量推計に対して、過大・過小とならない焼却能力の確保を図るため、焼却能力の低下などの経年劣化による影響は無視できない状況となっています。 このことから、稼働年数を重ねた清掃工場の状況を引き続き注視していくとともに、本計画では計画年間焼却能力の算出において、経年劣化による焼却能力の低下を考慮しています。
24	第6章	プラスチック焼却対応に関する過去説明との整合性	プラスチックを可燃ごみとして焼却開始した際には、焼却炉性能の向上により問題ないとされていたにもかかわらず、現在は能力低下を前提とした計算となっている点について、これまでの説明との整合性について疑問が残る。	プラスチックの焼却においては、排ガスや排水等の法規制値等の順守に影響は見られません。一方で、プラスチックの割合が当初予想より高いこと等により、可燃ごみ発熱量が変化し、建設年次の古い工場を中心に焼却量を抑制している状況については、これまでも施設の現況として一廃計画にてお示ししているとおりです。

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
25	第6章	焼却能力算定の透明性に対する指摘	従来は施設ごとの焼却能力や運用条件（予備炉等）が明示されていたが、今回計画では能力低下を一括して考慮するのみで具体的な内訳が示されていない点について、意図的なものではないかとの疑念であり、対象工場名及び年度ごとの実質焼却能力を資料編等で具体的に示してほしい。	各工場の年度ごとの計画年間焼却能力（焼却余力を含む）は、改定検討委員会における検討経過に関連する資料「②各推計における工場別・年度別焼却能力内訳」にてお示ししています。 本計画では、年度ごとに稼働している工場の計画年間焼却能力の合計値を記載しています。
26	第6章	施設整備計画について（焼却能力）	焼却能力や焼却余力を過大に見積もった施設整備計画、プラスチック焼却や工場稼働率低下に関する説明変更、直営ノウハウ喪失による運営の質低下も考えられる。全体として過剰な建設計画に誘導する内容であり、廃止すべき工場もあると見受けられる。 また、工場の焼却能力や焼却率の低下要因については、財源・整備期間の縛りによる単純な経年劣化だけではないと考える。他に類を見ない広域化によるスケールメリットもない。	焼却能力の低下等についての考え方は、No. 23 の回答のとおりです。 施設整備にあたっては、実績ごみ量を確認し、将来のごみ量推計に対して、過大・過小とならない焼却能力の確保を図りつつ計画策定しています。併せて、運営手法の効率化等を追及しながら、持続可能な工場運営を推進していきます。
27	第6章	施設整備計画について（焼却能力）	焼却能力不足との説明が疑問である。災害時には外部ごみ受入が可能であった実績から焼却余力は存在するのではないかと。その上で、ごみ量を多く見積もった見かけ以上に焼却余力を持たせた施設整備は過剰投資であり、区民負担の増加につながる。	施設整備にあたっては、実績ごみ量を確認し、将来のごみ量推計に対して、過大・過小とならない焼却能力の確保を図りつつ計画策定しています。 なお、清掃工場は季節変動等に対応できるよう焼却余力を持たせています。ごみ量が焼却余力を下回る期間で、災害廃棄物の受入れを行ったものです。

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
28	第6章	年間停止日数及び稼働率の扱いに関する疑問	年間停止日数 281 日（365 日－計画停止 73 日－故障停止 11 日）とする算定について、環境省の基準（停止日数上限 75 日）との関係や、これに基づく稼働率が施設規模算定や交付金要件に影響するのではないか。	交付金に関する環境省通知で示されている施設規模算定に用いる算定基礎は交付対象となる事業費を算定するために用いるもので、本計画の計画年間焼却能力の計算とは異なるものです。 なお、交付金に関する環境省通知への対応については、No. 2 の回答のとおりです。
29	第6章	焼却施設の整備方針（機能重視）への評価	焼却施設について、機能を最重視しシンプルで合理的な施設整備を目指す方針には賛同する。一方で、近年のデザイン性が重視される傾向や見学者向けの様々な工夫・取組については、良い部分もあると思う反面、ごみ問題の本質から離れる懸念があり、機能重視の姿勢を維持すべきである。	本計画でお示したとおり、今後の清掃工場の建設工事にあたっては、焼却施設としての機能を最重視し、シンプルで合理的な施設建設を目指します。
30	第6章	施設整備計画の柔軟性に対する疑問	アンバランスの是正や、大規模清掃工場の建替えに備えた整備対象5工場の規模拡大について、ごみ減量の進展に応じて施設規模や整備時期を変更可能とされているが、実際には環境アセスや建替計画が進行する中で、将来的な改定時点でも変更が可能なのか疑問である。	一廃計画の改定にあたっては、それまでの実績ごみ量を確認し、将来のごみ量推計に対して、過大・過小とならない焼却能力の確保を図りつつ施設整備計画を策定します。 今後ごみ減量の進展に応じて適宜見直しを行います。
31	第6章	広域化・施設集約に関する検討	環境省通知においては、2050 年を見据えた持続可能なごみ処理体制の確保に向け、長期的な広域化や施設の集約化への取組が求められている。 清掃工場の地域アンバランスの是正に加え、将来的な検討についても計画において言及すべきと考える。	施設の集約化については、地域アンバランスの是正を考慮しつつ東京都の広域化・集約化計画の見直し等を通して、東京都や23区と連携していきます。

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
32	第6章	建替集中と大田清掃工場第一工場廃止の妥当性	令和18年度から令和22年度にかけて複数工場の建替が集中する中で、大田清掃工場第一工場の廃止を行う計画について、処理体制として無謀ではないか。同時期に複数工場が停止しても対応可能なのか疑問である。ごみ減量の視点が十分に考慮されていないのではないか。	大田清掃工場第一工場は、再稼働した当時から15年程度の稼働を想定しており、今後耐用年数を迎えるため、廃止するものです。 R22年度中には規模を拡大した板橋清掃工場、多摩川清掃工場がしゅん工予定のため、R23年度以降の処理体制への影響がないよう計画しています。
33	第6章	将来的な需要減少と過剰投資への懸念	将来的に人口減少に伴いごみ量減少が見込まれる中で、焼却炉の稼働率低下（ごみ不足）を招く可能性があるにもかかわらず、多額の費用をかけて施設整備を進める妥当性があるのか。また、近隣自治体や民間施設との連携による代替手段の検討の必要性があるのではないか。	施設整備にあたっては、ごみ量推計に対して、過大・過小とならない焼却能力の確保を図りつつ計画策定しています。 また、一廃計画の改定にあたっては、実績ごみ量を確認しつつ、将来のごみ量推計及び施設整備計画

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
34	第6章	将来見通しを踏まえた施設規模の見直し	清掃工場の建替工事について、将来を見据えた施設規模の見直しが必要である。	の見直しを行いますので、ごみ減量の進展に応じた施設規模等の見直しを適宜行っていきます。 なお、ごみ量削減については、施策の確実な実施が求められ、削減効果の大きいと思われる施策ほど不確実性が残ることについて、十分に考慮する必要があります。 これは、ごみ減量が目標ほど進捗しなかった場合に、23区においては周辺自治体や民間処理施設の受入可能量を考慮すると、全量焼却が極めて困難な状況になることも想定しておく必要があるためです。 この不確実性については、平成17年2月の特別区長会において、「排出抑制量（目標）を大きく設定すると、目標の達成状況により清掃工場の焼却能力が不足する恐れがある」ことを課題としており、清掃一組の一廃計画では、23区及び清掃一組が共通の推計方法と算出方法を用いてごみ量（推計値）を記載することとしています。

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
35	第6章	計画年間焼却能力の大幅減少に対する疑問	現行計画と比較して、改定案では各年度の計画年間焼却能力及び焼却余力が大幅に低下している点について、具体的な要因は何か。	本計画の改定にあたり、直近の実績を基に計画稼働日数を 283 日→281 日、必要とする焼却余力を 12%→9%に見直しています。また、本計画では、清掃工場の稼働年数が増加傾向にあり、今後も経年劣化等による影響は無視できない状況であることから、計画年間焼却能力の計算で、「稼働年数に応じた焼却能力の低下」を新たに見込んでいます。
36	第6章	令和8年度の能力差に関する具体的疑問	令和8年度においては墨田工場のリニューアル前倒しのみが変更点であるにもかかわらず、年間焼却能力に約 47 万トンの差が生じている点について、能力低下の見込み（約 30 万トン規模）との関係を含め、その算定の考え方を教えてほしい。	焼却能力の算定式は、No. 25 の回答のとおりであり、現行計画との差異については、No. 35 の回答のとおりです。 なお、墨田清掃工場の整備計画については令和 5 年 3 月の一部変更時から変更はなく、R8 年度の整備計画は現行計画と違いありません。
37	第6章	各工場の能力低下見込みの前提への疑問	改定案の年間焼却能力について、大田清掃工場第一工場を 1 炉稼働としているのか、また、延命化工事を実施した有明・千歳等の工場についても能力低下を見込んでいるのか。各工場の前提条件が不明確である。また、稼働率の低さやごみ不足調整の影響も踏まえ、計画が妥当なのか疑問である。	稼働年数に応じた焼却能力の低下については、年度ごとに稼働しているすべての工場にて見込んでいます。 また、計画年間焼却能力の計算では、大田清掃工場第一工場は 3 炉稼働を想定して計画していますが、実際の稼働計画は年度ごとに検討します。
38	第6章	計画全体の評価（見かけ上の整備計画との指摘）	年間焼却能力及び焼却余力の低下が、施設規模拡大を前提とした整備計画を正当化するための見かけ上の調整であるような印象を受ける。	焼却能力の低下については、No. 23 の回答のとおりです。

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
39	第6章	新江東工場建替手法への評価	用地確保が円滑に進むのであれば、新江東清掃工場の建替において、既存工場を稼働させながら新工場を建設することで処理能力低下リスクを回避する手法は、とても良い方策だと感じる。 23区の間処理共同処理体制には、地域アンバランスの是正は収集・運搬を行う各区にとってもメリットがある。	本計画の着実な実施に取り組んでいきます。
40	第6章	焼却能力増強計画と減量目標の不整合	複数工場の能力増強（計1,500トン/日）に対し、新江東縮小（▲600トン/日）及び大田第一廃止（▲600トン/日）を踏まえても、結果として約300トン/日の能力増となっている。1人当たりごみ排出量の削減目標や焼却ごみ削減方針が考慮されていない。	施設規模の見直しについては、No.33の回答のとおりです。
41	第6章	千歳・渋谷工場の整備予定に関する疑問	33ページ 図-6-4 清掃工場の整備スケジュールにおいて、千歳・渋谷清掃工場の参考期間（令和23年度から令和30年度）が空欄となっている点について、築年数（約50年前後）を踏まえ、当該期間に整備予定がないのか、または廃止等を想定しているのか。	本計画では参考期間における当該工場の整備等は現状見込んでいないため、空欄となっています。 なお、建物の耐用年数は最大60年程度を見込んでいます。
42	第6章	新施設規模と地域バランスへの懸念	新江東工場を1,200トン/日規模とする計画について、江東区内の他工場とのバランスを踏まえてもなお規模が大きく、将来的な建替時の課題も懸念されるとして、ごみ減量動向を踏まえた可能な限りの規模縮小を期待する。	施設規模の見直しについては、No.33の回答のとおりです。
43	第6章	交付金制度との関係及び情報開示の要望	施設整備計画が循環型社会形成推進交付金の第5期地域計画と連動していることを前提に、施設規模算定基礎の変更や交付対象経費上限等の制度条件を踏まえ、焼却ごみ上限値達成に向けた減量施策の期限や必要性について、資料編等で示してほしい。	交付金に関する環境省通知への対応については、No.2の回答のとおりです。

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
44	第6章	清掃工場の歴史・経過に関する情報提供要望	足立清掃工場の竣工・改修の経過など、これまでの歩みや歴史について正確な情報を知りたい。	清掃一組 HP でご覧いただける工場だより等の広報発行物や足立清掃工場を含む各工場で定期的開催している工場見学会等のイベントを通し、必要な情報発信について、より工夫していきます。 また、改定原案 P26 では、「これまでの清掃工場の施設整備計画の経緯」を新たにお示ししています。
45	第6章	人口変動を踏まえた施設整備の必要性	足立清掃工場の建替え・能力増強について、周辺地域の高齢化や今後の開発計画による人口変動も踏まえて検討する必要がある。	23区ではごみの中間処理（清掃工場での焼却等）を共同で実施しています。そのため、施設整備計画及びごみ量推計においては、今後の23区全体の人口動態や経済活動の動向を踏まえて計画しています。
46	第6章	緊急停止リスクと焼却能力低下への対応	故障や経年劣化による緊急停止のリスクを想定した計画なのか。また、23区全体の清掃工場建替えによる焼却能力低下を補えるよう、考慮しているか。	本計画では、平均稼働年数の増加に伴う経年劣化の進行により、故障停止日数の増加等が想定されますので、過去5年間の実績をもとにそのリスクを見込んでいます。 また、清掃工場の建替工事が重なること等による焼却能力の低下を十分考慮し、将来のごみ量推計に対して、過大・過小とならない焼却能力の確保を図るため、施設規模の見直しを行っています。
47	第6章	現行運用の課題と建替え効果への疑問	焼却炉の運転効率や維持管理の観点からも現状の運用に課題があり、建替えによるメリットが見えない。	今後も順次老朽化が進む清掃工場の施設整備が控えていることから、将来の安定的な全量処理体制を確保するために、建替え等の施設整備を計画どおり着実に進めていく必要があります。

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
48	第6章	焼却能力の増加抑制	建替えにより焼却能力が増加する工場については、増加分を予備炉として扱い、平時は使用しないなど、過剰な焼却能力の抑制に努めるべき。	施設整備にあたっては、実績ごみ量を確認し、将来のごみ量推計に対して、過大・過小とならない焼却能力の確保を図りつつ計画策定しています。
49	第6章	災害時対応施設の活用方針への評価	災害発生時に粗大ごみ処理施設や中防不燃ごみ処理センターを活用し、処理量増加に対応することについては、とても良い方針であると思う。	本計画の着実な実施に取り組んでいきます。
50	第6章	中防灰溶融処理施設の今後の扱いに関する提案	飛灰処理機能や主灰積替機能が他施設へ移転されるのであれば、中防灰溶融処理施設は大規模補修を行う必要はなく、廃止・解体の上で新江東代替となる新工場用地として活用できないか。また、敷地規模や隣接地（JESCO 跡地）の活用可能性も踏まえた検討は可能ではないか。	新工場の建設用地の候補は、様々な選択肢から検討等を行っています。 なお、中防灰溶融処理施設における主灰積替については、機能移転がいつ頃完了できるか、引き続き検討します。
51	第7章	焼却灰資源化よりも焼却量削減の優先	焼却灰の資源化の推進に加え、そもそも焼却量自体を削減することが重要であるとし、東京都・23区と連携した生ごみや紙類の資源化等により、ごみの焼却を元から断つ発想で、焼却ごみの発生抑制を図る施策の推進を期待する。	ごみ減量施策については、中間処理を担う立場として23区及び東京都と連携していきますが、併せて清掃一組では、最終処分場の延命化のために、引き続き焼却灰の資源化等の取組を実施していきます。
52	第7章	不燃・粗大ごみ処理における資源回収への期待	不燃・粗大ごみ処理施設において、受入段階から可能な限り資源回収を行い、最終処分量削減につなげる取組について、大いに期待する。	本計画の着実な実施に取り組んでいきます。

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
53	第7章	最終処分場について	埋立処分量の計画に関し資源化量の拡大が困難とする前提に対し、最終処分場の延命化を図るためには、更なるごみ減量や焼却灰の資源化などにより、今後も不断の見直しを実施すべきと考える。	今後も可能な限り最終処分場を使用するための取組として、清掃一組では、焼却灰の資源化等既存の取組を着実に推進しながら、ごみ量の削減状況等の変化に応じて、資源化技術の調査・研究並びに、今後展開する可能性のある処理技術等の動向を注視し、今後のさらなるごみ減量に向け、中間処理を担う立場として23区及び東京都と連携していきます。
54	第7章	最終処分場について	燃焼技術向上や焼却灰の資源化で最終処分場の延命化に取り組んでいるが、最終処分場が一杯になった場合はどのような対策を考えているのか。23区内外で処分場を検討しているか、確認したい。	23区内に新たな最終処分場を確保することは極めて困難であることから、現在の最終処分場をできる限り長期に利用する必要があります。 最終処分場の延命化のためには、ごみ量を減らすことが何よりも効果があるため、プラスチックの再資源化など23区における資源化の取組が重要と考えています。
55	第7章	最終処分場について	最終処分場が満杯になった場合に各区で処分場を設ける必要があるとの記述に疑問がある。将来の逼迫を見越して新設・増設や資金積立等の次につながる計画をあらかじめ用意していなかったのか。各区の財政力や土地利用条件の差を踏まえると、できる限り広域的に処理する体制を維持すべきであり、都民負担を議論する前に、補助金を含めあらゆる支出を見直し、削減可能なものを削った上で不足が生じた場合にのみ負担の議論を行うべき。	今後も可能な限り最終処分場を使用するため、清掃一組では、焼却灰の資源化等既存の取組を着実に推進しながら、ごみ量の削減状況等の変化に応じて、資源化技術の調査・研究並びに、今後展開する可能性のある処理技術等の動向を注視し、今後のさらなるごみ減量に向け、中間処理を担う立場として23区及び東京都と連携していきます。

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
56	第7章	最終処分場について	プラスチック焼却時に埋立処分場の残余年数 30 年が 50 年に延命され、 とした効果検証が無い。経済の中心である東京で、GDP 増が事業系ごみを増やすのを問題とするなら廃棄物排出抑制経済システムを作るべき。 埋立処分場は産廃の影響こそ大きい。	2 3 区における一般廃棄物の最終処分は最終処分場を設置・管理する東京都に委託していますが、統括的な処理責任は 2 3 区にあります。 ご意見の趣旨を踏まえ、中間処理を担う立場として 2 3 区及び東京都と連携していきます。
57	コラム	施設整備費高騰を踏まえた方針転換の提案	焼却施設の建設コストが大幅に上昇している状況を踏まえ、施設規模の拡大ではなく、ごみ削減を徹底することで焼却炉規模の縮小を図るべきである。	施設規模の見直しについては、No. 33 の回答のとおりです。
58	資料編VI	ごみ減量の可能性について	生ごみの分別・資源化やバイオマス発電、生ごみの乾燥排出、割り箸や使い捨てカイロのリサイクルなど、他自治体の取組も含めたごみ減量施策を計画に記載し、推進すべきである。	清掃一組の一廃計画は、焼却処理等によるごみの中間処理及びし尿の公共下水道投入を主な内容としています。 なお、廃棄物処理を巡る国、東京都及び 2 3 区の動向を本編第 1 章に記載しています。
59	資料編VI	ごみ減量の可能性について	原案はごみ減量及び適正処理の方向性を整理しているが、可燃ごみ組成から示される減量ポテンシャルと、ごみ量推計・施設整備計画との関係をより明確に整理し、計画全体のつながりを分かりやすくしてほしい。	可燃ごみ組成に基づく減量ポテンシャルについては、改定原案 P84 の「ごみの性状から見たごみ減量の可能性」にてお示ししています。 一方で、ごみ減量による削減効果には不確実性が残ることから、ごみ量推計及び施設整備計画には見込まないこととしています。
60	資料編VI	ごみ性状を踏まえた資源化推進の要望	ごみ性状調査において資源化可能な紙類・プラスチック・生ごみが一定割合を占めている。これらを可能な限り資源化する施策の実施を強く思う。	ごみの性状から見たごみ減量の可能性は、No. 59 の回答のとおりです。 清掃一組としては、ごみ性状の変化等を確認しながら、引き続き中間処理を担う立場として 2 3 区と連携していきます。

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
61	その他	資源発生原単位減少の考え方について (清掃工場整備計画に関する検証委員会資料)	「資源発生原単位が徐々に減少するため、プラスチック資源化量も減少する」との、家庭ごみにおける推計前提について、具体的にはどのような考え方に基づくものなのか。	資源発生原単位はプラスチックも含めたすべての資源物の発生量を示しています。その発生量が減少傾向であることから、資源として回収されるプラスチック量も減少するという考え方です。 ご意見を踏まえて、「資料編Ⅱごみ量推計（４）資源発生原単位」に、各区のプラスチック分別収集の拡大とごみ発生原単位の予測値が影響し減少傾向を見込んでいる旨の説明（補足）を追記しました。

62	その他	プラスチック資源回収量と総量減少の整合性について (清掃工場整備計画に関する検証委員会資料)	プラスチック資源回収の拡大(約 6.7 万トン/年)を見込んでいるにもかかわらず、人口増加局面においても家庭ごみ排出抑制量や家庭ごみ総量が減少する推計となっているのはなぜか。	改定原案 P53 に記載のとおり、家庭ごみの推計は、清掃一組で毎年実施している「ごみ排出原単位等実態調査」の結果の傾向から推計しています。資源も含めたごみ発生原単位は単身世帯、複数人世帯ともに減少傾向であり、単身世帯の減少割合が特に大きくなっています。資源発生原単位も同様に減少傾向ですが、プラスチック資源回収の拡大の効果により、複数人世帯では令和 13 年度まで資源発生原単位が増加し、その後はごみ発生原単位の減少とともに減少傾向に転じる見込みです。 また、今後の人口に占める単身世帯の割合は増加傾向ですが、複数人世帯はすでに減少傾向にあります。 そのため、単身世帯においては発生量の減少割合が人口の増加割合を上回る推計結果となっており、複数人世帯においては原単位、人口ともに減少傾向であることから、総じて家庭ごみ量は減少する推計結果となっています。 ご意見を踏まえて、「資料編Ⅱごみ量推計(4)資源発生原単位」に、各区のプラスチック分別収集の拡大とごみ発生原単位の予測値が影響し減少傾向を見込んでいる旨の説明(補足)を追記し、併せて「資料編Ⅱ」に、人口増加局面において、家庭ごみ等が減少する見込みであること、また 3R の重要性について説明(補足)するコラムを新たに追加しました。
----	-----	---	---	--

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
63	その他	事業系ごみ施策の推計反映について (清掃工場整備計画に関する検証委員会資料)	23区が一斉実施を想定する施策中、「資源化可能な事業系古紙の工場搬入規制（令和10年度）」「廃棄物処理手数料の増額（令和13年度）」の削減効果は、ごみ量推計に反映しているのか。	本計画のごみ量推計では、23区におけるプラスチック資源化など現時点で減量効果が確認できているものについては、その減量分を見込んでいます。 よって、23区において未実施であり、23区における減量効果が確認できていない2施策については、ごみ量推計に反映していません。 なお、新たなごみ減量施策による減量効果については、特別区長会においてモニタリングを行い、ごみ量実績に反映されたことが確認できた場合には、ごみ量推計を適宜見直していくことが確認されています。
64	その他	事業系プラスチック資源化の前提について (清掃工場整備計画に関する検証委員会資料)	事業系区収集ごみに含まれるプラスチックが令和13年度までに約半減し、その混入率のうちの半分が資源化されとする推計について、具体的にどのような施策を前提としているのか。	事業系区収集ごみは、事業系有料ごみ処理券（有料シール）により各区が収集するものであり、分別区分が家庭ごみと同じになります。家庭ごみについては各区によるプラスチック類の分別回収が進められているため、事業系区収集ごみからも資源回収したプラスチック類の分だけ可燃ごみが減少すると見込んでいます。

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
65	その他	ごみ減量 3 施策について	資源化可能な事業系古紙の工場搬入規制、廃棄物処理手数料の増額、家庭ごみ有料化のいずれも、ごみ減量と費用負担軽減の観点から早期に進めるべきであり、あわせて啓発活動も推進してほしい。	清掃一組としても、各種ごみ減量の取組は清掃工場の今後の運営に大きく影響するため、23区の動向を引き続き注視していきます。 また、清掃一組からの情報発信及び区民の皆様から広くご意見を頂く場として「区民との意見交換会」等を設けていますので、こうした取組により23区と緊密に連携し、啓発活動等に協力していきます。
66	その他	古紙搬入規制について	事業系古紙の工場搬入規制を検討するにあたり、古紙業者等の静脈側事業者へのヒアリングや協議が確認できず、検討が不十分である。また、資源化可能な紙類約 11.6%との記載についても、再資源化の可否を個別具体的に示せないのであれば希望的観測にとどまり、規制導入に関する検討を資料編ではなく第4章に明示すべきである。あわせて、許可業者の運搬効率やCO2排出、工場内コンテナ設置等の実務的仕組みの構想、搬入物検査や排出事業者への啓発活動まで含めた具体的検討が必要である。	今後、23区一斉開始が想定されるごみ減量施策のうち、事業系ごみの減量とリサイクル促進が期待される「資源化可能な事業系古紙の工場搬入規制」「廃棄物処理手数料の増額」の2施策については、23区において早期の実施に向け、ロードマップを策定して具体的な検討を進めることとされています。 ごみ減量施策については、清掃一組としても、中間処理を担う立場として23区と連携していきます。ご意見を踏まえて、「第1章の4（4）23区の清掃事業の課題に関する検討の経緯と今後の取組」に、廃棄物処理手数料の増額をはじめとする各種ごみ減量施策の検討にあたっての清掃一組としての影響及び考え方について説明（補足）を追記しました。
67	その他	廃棄物処理手数料の増額について	廃棄物処理手数料の増額を検討する場には、参考人ではなく構成員として許可業者を加えるべき。手数料が「持込手数料の徴収」という制度である以上、事業者負担分を許可業者が一時的に肩代わりせざるを得ず、特に増額時には零細事業者を含む許可業者の経済的負担が大きくなることが懸念される。また、増額の説明と理解形成は清掃一組及び23区の責任で行うべきであり、その検討を進める旨を、23区の経緯紹介にとどめず第4章に明示すべき。	

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
68	その他	家庭ごみ有料化について	家庭ごみ有料化に絶対反対である。	23区において、家庭ごみ有料化の実施については、現時点で決定されているものではありません。区民生活への影響も大きく、現時点では様々な実務的な課題もあることから、引き続き検討が進められています。 ごみ減量施策については、清掃一組としても、中間処理を担う立場として23区と連携していきます。
69	その他	家庭ごみ有料化について	多摩地域での有料化経験から、ごみ削減やリサイクル意識の向上につながるため、家庭ごみ有料化に賛成である。	家庭ごみ有料化については、No. 68 の回答のとおりです。 なお、ご意見のとおり、先行して実施する他自治体の事例などから見ても、家庭ごみの有料化を実施することにより一定程度の減量効果が確認されています。
70	その他	家庭ごみ有料化について (住民負担増(低所得者・子育て世帯))	シングルマザーの子育て世帯として、日常的に多くのごみが出るため、有料化は家計への負担が大きく、実施しないでほしい。	家庭ごみ有料化については、No. 68 の回答のとおりです。
71	その他	家庭ごみ有料化について (住民負担増(低所得者・子育て世帯))	低所得者・子育て世帯への影響や、不法投棄・ルール違反増加による行政コスト増も懸念されるため反対である。(他1件)	家庭ごみ有料化については、No. 68 の回答のとおりです。 なお、ご指摘のように、区民生活への影響のほか、不適正排出・不法投棄を防止するための排出指導など、23区が実務的に解決していくべき課題も

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
72	その他	家庭ごみ有料化について（住民負担増（低所得者・子育て世帯））	家庭ごみ有料化の検討に対し、逆進性や社会的影響を踏まえ慎重な検討を求める。低所得者や子育て世帯、高齢者への負担が相対的に大きくなる点、不法投棄の増加や地域美化活動の低下といった影響があるのではないかという点が懸念である。また、減量効果は初期に限られ持続性に課題がある可能性、制度導入・運用に伴う行政コストの増加、さらには家計負担増による消費や地域経済への影響が考えられ、多面的な検証と対策の必要性がある。	あるため、23区として慎重な議論が必要とされ、検討が進められています。
73	その他	家庭ごみ有料化について（住民負担増（低所得者・子育て世帯））	おむつ使用の多い子育て世帯や介護世帯の負担増にもなり、少子化対策の観点からも逆行する。さらに、他地域との単純な比較ではなく、23区における生活コスト全体での公平性を考慮すべきである。	
74	その他	家庭ごみ有料化について（住民負担増（低所得者・子育て世帯））	家庭ごみ有料化に反対し、無料維持を計画上明記すべきである。住民負担の増加により低所得者・高齢者・子育て世帯への影響が大きく、公平性を損なう。	
75	その他	家庭ごみ有料化について（住民負担増（低所得者・子育て世帯））	物価高騰下では指定袋購入が実質的な増税となり、低所得者層や多子世帯への負担が大きい。	
76	その他	家庭ごみ有料化について（住民負担増（二重課税））	有料袋を購入する者のみが負担を負い、不公平な制度になるとし、都市部では住民同士の監視も働きにくくモラルハザードが生じる。	

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
77	その他	家庭ごみ有料化について（住民負担増（二重課税））	指定ごみ袋導入はごみ減量につながらず、既に分別に協力している住民の負担増となる。税で負担している実態を踏まえると「無料回収」という表現は適切でなく、有料化に反対である。	家庭ごみ有料化については、No. 68 の回答のとおりです。 なお、先行して実施する他自治体の事例のとおり、ごみ処理費用の一部を手数料として徴収することは地方自治法上も認められています。
78	その他	家庭ごみ有料化について（住民負担増（二重課税））	家庭ごみ有料化は削減効果が乏しく、住民税でごみ処理サービスを負担していることから二重課税に当たるのではないかと。（他 6 件）	
79	その他	家庭ごみ有料化について（住民負担増（二重課税））	家庭ごみ有料化及びそれを想起させる更なる減量施策の検討に強く反対する。住民税により清掃事業は既に賄われており、別途手数料を課すことは二重課税に当たる。	
80	その他	家庭ごみ有料化について（住民負担増（二重課税））	善意による清掃活動にも影響があり、住民税で負担している以上に徴収することには納得できない。	
81	その他	家庭ごみ有料化について （住民負担増（二重課税））	家庭ごみ有料化は、事業系ごみ増加の構造や直接負担を伴わない代替施策の検証が不十分なまま、区民負担による財源確保策として扱われている懸念がある。	
82	その他	家庭ごみ有料化について （その他の施策の優先（事業系ごみ））	事業系ごみ対策や資源化施策を優先し、現時点での計画位置付けは見送るべきである。	家庭ごみ有料化については、No. 68 の回答のとおりです。 なお今後、23区一斉開始が想定されるごみ減量施策のうち、事業系ごみの減量とリサイクル促進が期待

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
83	その他	家庭ごみ有料化について (その他の施策の優先(事業系ごみ))	住民税等による既存負担、集合住宅での運用負担、既存分別の効果、有料化効果の検証不足、制度コストや流通上の課題を踏まえると、家庭ごみ有料化は慎重に検討すべきであり、まず既存施策強化や事業系ごみ対策を優先すべきである。	される「資源化可能な事業系古紙の工場搬入規制」「廃棄物処理手数料の増額」の2施策については、23区において早期の実施に向け、ロードマップを策定して具体的な検討を進めることとされています。
84	その他	家庭ごみ有料化について(その他の施策の優先(事業系ごみ))	概要版の人口推移及びごみ量推計を踏まえると、将来的に人口減少が見込まれる中で家庭にごみ処理費用の負担を求めるのは矛盾しており、家庭ごみ有料化には反対である。家庭ごみではなく事業系ごみの負担を優先すべきであり、値上げする場合は大企業を中心に行うべきである。	ごみ減量施策については、清掃一組としても、中間処理を担う立場として23区と連携していきます。
85	その他	家庭ごみ有料化について(その他の施策の優先(事業系ごみ))	一人当たりごみ排出量が減少している中で、有料化による効果があるのか疑問である。有料化ありきの検討ではないか。人口増加に伴う税収増や、事業系ごみ増加の背景を踏まえた対策を優先すべきであり、論理的にごみ削減手段を検討する必要がある。また、生活者目線では過剰包装が多いように感じる。ついては、事業者への改善要請を求めるとともに、税金の使途を見直し、必要な支出を優先した上で、不足があれば有料化を検討すべきである。	家庭ごみ有料化については、No. 68 の回答のとおりです。 なお、ご指摘のように、ごみの減量と適正処理を推進するためには、製造者・販売者等の事業者による上流側での取組が重要であると認識しています。
86	その他	家庭ごみ有料化について(その他の施策の優先(事業系ごみ))	家庭ごみは減少している一方で事業系ごみが増加している場合は、その負担は事業者側で賄うべき。	清掃一組としても、中間処理を担う立場として23区及び東京都と連携していきます。

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
87	その他	家庭ごみ有料化について（その他の施策の優先（事業系ごみ））	増加している事業系ごみに対する抑制対策を優先すべきであり、有料ごみシールを貼らずに排出している事業者も存在することから、実態として家庭ごみより事業系ごみが多い可能性がある。企業の分別意識が低く、減量に取り組んでいる家庭ごみを対象に有料化を進めようとする議論に対し疑問がある。家庭ごみ有料化では、不適正な事業系ごみ排出の実態は改善されず、都民のみが負担を負う構造になっていくように思う。まず事業者への厳格な対策と現実的な施設老朽化対策の実施を求める。	
88	その他	家庭ごみ有料化について（その他の施策の優先（排出抑制））	ごみ処理は重要な生活インフラであるが、家庭ごみ有料化はごみ削減効果が薄く、消費者だけに負担を課すものである。過剰包装規制など発生抑制策を優先し、実施する場合は減税措置を伴うべきである。（他3件）	
89	その他	家庭ごみ有料化について（その他の施策の優先（排出抑制））	ごみ袋の有料化では排出量の見かけは減っても総量削減にはつながらないため、有料化に反対である。分別やリサイクルの実効性にも疑問であり、そもそもごみを発生させないことが重要である。特に容器包装がごみの大半を占めており、過剰包装を行う事業者への課税や、食品トレーの有料化など、発生源である事業者側への対策を求める。	
90	その他	家庭ごみ有料化について（その他の施策の優先（排出抑制））	特別区長会の検討内容が家庭ごみ有料化ありきの議論に見える。物価高騰下で負担を求める相手が本当に一般家庭でよいのか再考を求める。わずかな負担増でも生活が限界に近い人には深刻な影響があり得る。 企業へのパッケージング規制などを行えば、家庭の努力以上の効果を東京都ひいては全国にもたらし得るのではないかと。企業等が密集する東京であるからこそより効果が見込め、諸外国の事例等も参考にすべきと思う。そのような議論はされたのか。	

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
91	その他	家庭ごみ有料化について（その他の施策の優先（民泊・外国人））	分別や3Rに関する教育や外国人・ルールを守らない人への対応を継続的に行う必要があると思う。その上でごみの有料化を検討すべきと思う。	家庭ごみ有料化については、No. 68 の回答のとおりです。 なお、23区においては、従前からごみ出しルールの周知徹底・指導などを実施しているところですが、ご指摘のように、家庭ごみ有料化に伴う個別の課題として、不適正排出・不法投棄の防止にあたり、大規模な集合住宅や外国人居住者への周知など、23区が実務的に解決していくべき課題もあるため、23区として慎重な議論が必要とされ、検討が進められています。
92	その他	家庭ごみ有料化について（その他の施策の優先（民泊・外国人））	家庭ごみ有料化の前に、事業系ごみの不法投棄対策、外国人や民泊利用者の分別徹底、粗大ごみ放置や曜日外排出などごみ出しマナーの改善を優先すべきである。（他4件）	家庭ごみ有料化については、No. 68 の回答のとおりです。 なお、ご指摘のように、他自治体の事例から一定程度の効果が確認されている一方、人口や世帯数、大規模集合住宅数、事業者数など、いずれも規模が大きい23区の特徴から、23区が実務的に解決していくべき課題もあるため、23区として慎重な議論が必要とされ、検討が進められています。
93	その他	家庭ごみ有料化について（その他の施策の優先（その他））	P8 の「23区一斉開始を想定する3つの施策」に関連し、事業系手数料引上げと家庭ごみ有料化による減量効果の根拠が不明である。先行自治体では家庭ごみ有料化の効果が一時的で、費用や手間に見合わず、高齢化に伴う施設でのごみ増加も踏まえると、手数料徴収以外のごみ処理方を東京都として検討すべき。	家庭ごみ有料化については、No. 68 の回答のとおりです。 なお、ご指摘のように、他自治体の事例から一定程度の効果が確認されている一方、人口や世帯数、大規模集合住宅数、事業者数など、いずれも規模が大きい23区の特徴から、23区が実務的に解決していくべき課題もあるため、23区として慎重な議論が必要とされ、検討が進められています。
94	その他	家庭ごみ有料化について（説明不足）	東京都の財政余力や都市構造を踏まえると、ごみ処理を受益者負担へ移行することには疑問がある。不適正排出リスク、代替施策の検討不足、予算配分の優先順位の説明不足があるため、現時点での有料化には反対である。（他2件）	家庭ごみ有料化については、No. 68 の回答のとおりです。 なお、ご指摘のように、区民生活への影響、コストの影響が特に大きいことから、その理解を得るため、23区として慎重な議論が必要とされ、検討が進められています。

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
95	その他	家庭ごみ有料化について（説明不足）	家庭ごみ有料化の前に、都民（区民）と行政が、ごみ削減策について十分に意見を出し合ったのか。これらへの明確な回答と都民の理解が得られなければ有料化は拙速であり賛同できない。再開発や新築住宅への太陽光パネル設置義務化の見直しが大量のごみ削減につながるのではないかな。	家庭ごみ有料化については、No. 68 の回答のとおりです。 なお、中小規模新築建物を対象とした太陽光パネル設置義務化（建築物環境報告書制度）については、東京都の事業であることから、ご意見の趣旨を東京都にお伝えします。
96	その他	家庭ごみ有料化について（不法投棄問題（街中のポイ捨て））	ごみ袋を有料化すると、ポイ捨てやコンビニ・公園ごみ箱への集中が起き、特に繁華街でゴミがあふれることが懸念されるため反対である。（他4件）	家庭ごみ有料化については、No. 68 の回答のとおりです。 なお、ご指摘のように、個別の課題として、不適正排出・不法投棄を防止するための排出指導など、23区が実務的に解決していくべき課題もあるため、23区として慎重な議論が必要とされ、検討が進められています。
97	その他	家庭ごみ有料化について（不法投棄問題（街中のポイ捨て））	ごみ量は人口増加下でも横ばい、または減少傾向にあり、分別徹底や資源回収、啓発、施設効率化等の既存施策で対応可能である。有料化は不法投棄等の逆効果を招くおそれがあり、施設整備や運営効率化を優先すべき。	
98	その他	家庭ごみ有料化について（不法投棄問題（街中のポイ捨て））	有料化により不法投棄や公園・コンビニ等への持込みが増え、街の美観や衛生環境が損なわれるおそれがある。	
99	その他	家庭ごみ有料化について（不法投棄問題（集合住宅））	集合住宅では有料袋かどうかの判別が困難であり、ルールを守る住民や管理スタッフが不利益を受ける制度になることを懸念する。	

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
100	その他	家庭ごみ有料化について（不法投棄問題（集合住宅））	家庭ごみ有料化に反対する。集合住宅のコンテナ回収では有料袋かどうかの識別が困難であり、制度運用に支障が生じる。また、有料化により事業系ごみの不法投棄対応に追われている現場の人員不足が一層懸念される。	が、ご指摘のように、家庭ごみ有料化に伴う個別の課題として、不適正排出・不法投棄の防止にあたり、大規模な集合住宅や外国人居住者への周知など、２３区が実務的に解決していくべき課題もあるため、２３区として慎重な議論が必要とされ、検討が進められています。
101	その他	家庭ごみ有料化について（不法投棄問題（集合住宅））	有料化自体に強い抵抗はないが、不法投棄の増加や、外国人が多い地域でのルール徹底の困難さ、マンション内の住民トラブルを懸念しており、現状維持を望む。	
102	その他	家庭ごみ有料化について（不法投棄問題（その他））	不法投棄されたごみに対し、善意による清掃活動を行っているが、このような活動に対する悪影響も懸念されるため反対である。	日頃から２３区の清掃事業にご理解とご協力いただきありがとうございます。 家庭ごみ有料化については、No. 68 の回答のとおりです。
103	その他	家庭ごみ有料化について（不法投棄問題（その他））	家庭ごみ有料化により、不法投棄の増加や費用負担の不公平が生じる可能性がある。現状でも不法投棄が存在し、罰則が十分機能していない中で有料化を導入すると、料金を支払う者のみが負担を負う構造になるのではないかと。	家庭ごみ有料化については、No. 68 の回答のとおりです。 なお、ご指摘のように、区民生活への影響のほか、不適正排出・不法投棄を防止するための排出指導、２３区の地域特性上の課題など、２３区が実務的に解決していくべき課題もあるため、２３区として慎重な議論が必要とされ、検討が進められています。
104	その他	家庭ごみ有料化について（不法投棄問題（その他））	一般廃棄物削減を目的とした家庭ごみ有料化について、特別区と多摩地域では地域特性が大きく異なることを踏まえ、有料化に伴うリスクやデメリットをどのように分析しているのか、不法投棄への対応をどう考えているのか。	

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
105	その他	家庭ごみ有料化について（不法投棄問題（その他））	家庭ごみ有料化に反対し、ごみは人の営みの循環の一部であり止められない。家庭ごみはコンポスト等で更なる減量が可能であり、一方で有料化により放置ごみの拡大や不衛生化が懸念される。	
106	その他	家庭ごみ有料化について（不法投棄問題（その他））	生活上どうしても発生するごみに対して、個人の負担が大きくなることに納得できない。リサイクルやリユースの促進、ごみを減らす努力の必要性は認めるが、排出そのものに負担を課すと負担回避のために無秩序な行動を招くおそれがあると懸念する。誰もが無理なく暮らせることを重視した施策を求める。	
107	その他	家庭ごみ有料化について（事業見直し）	無駄な事業を廃止し、それでも財源が不足する場合に限り有料化は容認できるが、既存事業の整理を行わないまま有料化することには反対であり、事業の優先順位を明確にすべきである。（他 10 件）	家庭ごみ有料化については、No. 68 の回答のとおりです。 有料化そのものについては、国の考え方として、財源確保といった観点ではなく、ごみの排出抑制や再生利用等による資源循環の推進に有効であること及び国民の行動変容を促すことが可能であるとされています。

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
108	その他	家庭ごみ有料化について（事業見直し）	家庭ごみ有料化を検討する前に、無駄な税金の使途削減を優先すべき。住民税はごみ処理を含む行政サービスのために支払っているものであり、まずは財源の使い道の見直しが必要である。特にお台場の噴水の維持管理費等、こうした支出削減を行った上でなお財源不足がある場合には、有料化の議論に一定の理解を示す。	なお、清掃一組のような「一部事務組合」は、普通地方公共団体及び特別区の事務の一部を共同して処理するための特別地方公共団体であり、東京都や23区各区とは別の組織であるため、事業運営のための予算もそれぞれ異なります。 清掃一組としても、23区民の生活環境の維持に欠かせない「ごみの中間処理」を安全で安定的に行っていくために、経費削減の取組を図りつつ、また、前例に捉われることなく徹底して事業を見直していくとともに、今後も持続可能な財政運営を推進していくため、不断の経営努力を継続していきます。
109	その他	家庭ごみ有料化について（事業見直し）	家庭ごみ有料化など都民負担を伴う施策を検討する前に、都庁のプロジェクトマッピングや噴水などの事業を見直し、財源を振り替えるべき。納税しているにもかかわらず恩恵を感じられない。民泊施設による騒音被害、観光施策への補助金に対する疑問もある。観光誘致よりも住む人や働く人の生活環境の維持を優先すべき。その上で、一部の利益に資する補助金を見直し、ごみ処理のような都民全体に必要なサービスは無料とすべきである。	
110	その他	家庭ごみ有料化について（事業見直し）	ごみ削減の必要性は理解できるが、家庭ごみ有料化がその解決策になるとは考えにくい。まずは事業の必要性や経費の妥当性について整理し、本当に必要な支出であるかを見極めることが先決である。	

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
111	その他	家庭ごみ有料化について（事業見直し）	家庭ごみ有料化検討について、家庭ごみは緩やかに減少しており、有料化による削減効果は限定的で合理性が十分示されておらず、現行制度の維持を求める。また、有料化は検討経緯においても不確実性のある施策とされており、施設整備計画の前提にも採用されていないことから、安定的な政策手段として確立していないにもかかわらず住民負担だけを先行させるのは不適切である。 施設整備費高騰等のコスト増は行政の設備・運営構造に由来するとし、費用負担と責任主体の関係を明確化した上で、既存施策やコスト最適化等の検証と構造的課題の解消を優先すべきである。	
112	その他	家庭ごみ有料化について（運用上の問題）	排出抑制の理念には理解を示すものの、有料指定袋の適正使用確認、不正使用対策、違反是正、収集現場の安全確保など制度設計と運用体制に重大な課題があり、実効性と透明性を担保すべきである。（他 1 件）	家庭ごみ有料化については、No. 68 の回答のとおりです。
113	その他	家庭ごみ有料化について（運用上の問題）	有料化によってごみの総量が減少するとは考えにくい。また、有料化に反対する。また、有料袋とそれ以外のごみ袋の判別作業が収集現場の負担増につながるのではないかと懸念。	なお、ご指摘のように、個別の課題として、不適正排出・不法投棄を防止するための排出指導、収集現場における運用整理など、23区が実務的に解決
114	その他	家庭ごみ有料化について（運用上の問題）	マンションにおける日常のごみ対応では、袋が無料であることで住民同士や収集作業員において柔軟な対応が可能となっている。有料化により、はみ出したごみの処理や補助的な対応が難しくなり、所有者（排出者）確認など新たな手間やコストが増加するのではないかと懸念。結果として住民負担や見えにくいコストが増大するため、有料化による全体コスト増の懸念を鑑み、公共サービスとしての効率性を重視すべき。	していくべき課題もあるため、23区として慎重な議論が必要とされ、検討が進められています。

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
115	その他	家庭ごみ有料化について（運用上の問題）	23区の特性を踏まえ、一律の家庭ごみ有料化に反対する。集合住宅が多い環境では、有料袋未使用者への対応を巡り管理組合や住民間のトラブルが生じる可能性がある。	
116	その他	その他 （資源化施策について）	循環型社会形成に向け、資源化対象拡大を踏まえ、可燃ごみに多く含まれる紙類の資源化をさらに進めるべきである。家庭・事業所双方で雑紙等の分別回収を強化し、リサイクルを促進してほしい。	循環型社会形成に向け、収集（分別）等を担う23区と連携していきます。
117	その他	その他 （ごみ減量施策について）	ごみ削減にあたり、まずは消費者ではなく製造・販売事業者側の取組として、過剰包装の見直しやパッケージングの改善を指導すべき。本来、過剰生産や廃棄の実態について明らかにした上での議論ではないかと考える。 消費者は既にリサイクルに取り組んでいるが、包装の多さなどは消費者側では対応が難しい問題であり、発生源対策として事業者への働きかけを強化すべき。	ご指摘のように、ごみの減量には、発生抑制、再使用、適正処理によるリサイクルが重要です。 清掃一組としても、普及啓発に努め、中間処理を担う立場として23区及び東京都と連携していきます。
118	その他	その他 （ごみ減量施策について）	「更なるごみ減量施策」に家庭ごみ有料化を安易に含めるべきではない。ごみ減量の責任を家庭に偏らせるのではなく、過剰包装規制や製品設計の見直しなど、メーカー・事業者側への対策を優先すべきである。	

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
119	その他	その他 (ごみ減量施策について)	消費者側ではなく、過剰生産や供給過多の社会構造の見直しが必要であり、事業者側への対策を強化すべきである。	
120	その他	その他 (ごみ減量施策について)	ごみ拾いとジョギングを組み合わせた活動である「プロギング」を取り入れてほしい。日常生活の中で無理なくごみ拾いを行う取組として、環境美化やごみ減量の意識向上につながる活動の導入を求める。	ご紹介いただいた取組については、今後の施策展開等の参考とし、収集・運搬等の事務を担う２３区と連携していきます。
121	その他	その他 (ごみ減量施策について)	ごみ削減や行動変容の必要性は理解するが、現行の収集能力や人員体制では有料袋・シールによる識別は困難である。デジタル活用や高性能焼却炉など別手法を検討すべきである。	一般廃棄物の収集・運搬については、事務を担う２３区と連携していきます。 清掃一組としては、既存の取組を着実に推進しながら、ごみ量の削減状況等の変化に応じて、資源化技術の調査・研究並びに、今後展開する可能性のある処理技術等の動向を注視していきます。
122	その他	その他 (事業者負担について)	事業者は、経済活動に伴い発生する事業系ごみについては、営業利益とごみ発生量等を熟考し、事業者による負担やAI活用等による効率化を検討すべき。	ご指摘のように、ごみの減量と適正処理を推進するためには、製造者・販売者等の事業者による上流側での取組が重要であると認識しています。 また、事業者への排出指導等については、事務を担う２３区と連携していきます。
123	その他	その他 (ごみ収集・運用改善について)	充電電池回収では透明ビニールを義務付け、中身が見えるようにすることで事故防止、異物混入防止、回収作業への配慮につながるのではないかと。	ごみの適正処理及び清掃工場等における火災事故防止のため、適切な分別・回収の取組が重要であり、引き続き収集（分別）等の事務を担う２３区と連携していきます。

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
124	その他	その他 (不適正搬入防止について)	清掃工場の安定的な操業のために、リチウムイオン電池等の不適正搬入を防止することが急務。製品表示の工夫や回収窓口の整備等を検討すべき。	施設の安全で安定的な運営の実現に向けて、清掃一組では、清掃工場等で搬入物検査を実施しています。 加えて、区民・事業者の皆様の危機意識向上のため、収集（分別）等を担う２３区と緊密に連携し、引き続き様々な啓発活動にも取り組んでいきます。
125	その他	その他 (ごみ処理の仕組みについて)	埋立に頼らない仕組みを令和10年度までにどこまで構築できるかが課題であり、「ごみはすべて利用するもの」との発想や技術革新が重要である。延命化を進めつつ、新しい清掃工場整備の必要性、人の健康と土地の健康の両立が重要である。	清掃一組としては、焼却灰の資源化等既存の取組を着実に推進しながら、ごみ量の削減状況等の変化に応じて、資源化技術の調査・研究並びに、今後展開する可能性のある処理技術等の動向を注視していきます。

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
126	その他	その他 (焼却依存からの 転換と新技術導入 の必要性)	現行の全量焼却体制を重視する姿勢ではごみ削減は困難であるとして、焼却に依存しない中間処理への転換に向けた検討が必要と考える。新工場建設を契機に、バイオガス化など新技術導入を検討し、過去の導入事例への懸念を踏まえつつも挑戦の必要性がある。	清掃一組では施設整備計画の検討にあたり、全量処理体制の確保を前提条件としています。 バイオガス化の処理技術については、23区の清掃工場が住宅等に隣接しているといった周辺環境や、敷地に限りがある等の課題があるため、慎重な検討が必要です。 なお、新たな処理技術については、今後も動向を注視し、調査研究を続けていきます。
127	その他	その他 (計画全体について)	本計画案は法令に反し無効であるとして反対する。清掃一組の事務範囲を超えた独自推計や、区長会資料を根拠としたごみ量推計は違法であり、各区施策や実態を反映しない20年前の推計手法も現状に適合していない。	清掃一組の一廃計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき策定するもので、国の「ごみ処理基本計画策定指針」に沿って概ね5年ごとに改定することとしています。なお、本計画のごみ量推計は、特別区長会のもと令和7年4月に設置された学識経験者等による「清掃工場整備計画に関する検証委員会」にて、ごみ量推計方法の妥当性が確認された推計になります。

No.	章	項目	意見概要	清掃一組の考え
128	その他	その他 (計画・策定過程及び透明性について)	計画策定の過程において、検討委員会の開催状況や構成、議事録の公開状況が不明確である。委員名簿が肩書のみで氏名が公表されていないことや、傍聴の可否・告知の不足など、行政としての透明性や説明責任が不十分である。 また、生活に直結するごみ処理といった最も身近な行政サービスであるにもかかわらず、区民への配慮が不足しているため、より区民の声を反映した計画としてほしい。	今回の計画改定にあたっては、２３区等の他団体との相互間における審議、検討・協議に関する情報を含み、これらを公にすることで検討委員会における率直な意見交換及び意思決定の中立性が損なわれるおそれがあること、また、検討過程における不確実性の高い情報等により、区民生活に混乱を生じさせるおそれがあることなど全体的な影響を勘案し、慎重な対応を行いました。 なお、清掃一組からの情報発信及び区民の皆様から広くご意見を頂く場としては「区民との意見交換会」等を設けていますので、このような機会を捉え透明性等の向上に努めていきます。 また、今回パブリックコメントを通じ、貴重なご意見を様々ないただきましたので、より実効性の高い計画としていけるよう２３区と連携しながら、適宜見直しを行っていきます。
129	その他	その他 (計画・策定過程及び透明性について)	各区の財政状況や処理体制が異なる中で有料化の方向性を一律に示すことは自治権への影響も懸念され、合意形成が不十分な段階での検討は時期尚早である。さらに、指定袋の製造・流通コストや監視コストを踏まえた費用対効果の検証と公表を求める。	今後、２３区一斉開始を想定するごみ減量の取組は、区民生活への影響が大きいことなどから、その理解を得るため、慎重な議論が必要であり、検討が進められています。なお、家庭ごみ有料化については、No. 68 の回答のとおりです。
130	その他	その他 (パブリックコメントについて)	意見募集を締切間際に知ったため、次回は周知の充実も要望する。	次回はよりお目に留めていただけるよう、積極的かつ効果的な情報発信等について、工夫していきます。